

改訂・越ヶ谷宿にもいたキリシタン

加藤幸一

長崎県の一部の地域、例えば五島列島や平戸市にある生月島いづつきに隠れキリシタンの信仰が今でも残っていることが知られているが、享保年間に越ヶ谷宿にもキリシタンがいた。

隠れキリシタンに関しては、足立区の保木間ほきまや茨城県の古河に数人ほどいたことが、明暦四年（一六五八）の『吉利支丹いでもうすくにじしん出申国所之覚』の中に記載されている。さらに、北川辺町きたかわべまちの古河藩領の柳生村やぶゆうにもいたことが『古河誌』によって分かっている。その名残が現在も続いている「本家祭り」ではないかとのことである。

昭和三十年代に川口の芝で発見された木造阿弥陀如来座像の胎内に納められていた十字架とマリア観音像がある。永年キリシタンの研究と調査を続けてこられた栗橋郷土研究会の加藤大政氏ひろまさは、マリア観音像ではないかとされる仏像を所蔵している（史料1）。

越ヶ谷宿の本陣（大沢町にあり）を勤めた福井猷貞ゆうていによって文化文政年間頃に書かれた「越ヶ谷瓜の蔓」の中に隠れキリシタンに関する内容がみられる（史料2）。

越ヶ谷宿の新町しんまち（越ヶ谷宿の内の南部）に新兵衛という者の切支丹一族がいた。場所は、日光街道沿いの赤山街道が始まる南側角地にあった。田中屋呉服店（現在駐車場）があった地点である。

享保二年（一七一七）に、倅の籠太郎一人を残して、代々「新兵衛」を名乗る切支丹類族（キリシタン信徒の一族）が絶え、天嶽寺に埋葬された。残された籠太郎は宝珠花村の親類へ引き取られた。これによって越ヶ谷宿のキリシタン一族はすべて絶えた。

越ヶ谷町の住民はすべて天嶽寺の檀那でなければならないとの一町一寺の特権が天嶽寺に与えられた理由は、元荒川の改修にあたり新流路が天嶽寺の敷地にかかっていた代償であるとの説があるが、「越ヶ谷瓜の蔓」には別の理由が紹介されている。天嶽寺が新たに越ヶ谷村（日光街道沿いの村、後の越ヶ谷町）に檀家を獲得し始めた頃、越ヶ谷郷一带に檀家を持っていた迎撰院の檀家の中で、越ヶ谷の新町組に切支丹がいることを見出し、以後、宿役人しゆくに伝えることが端を発し、越ヶ谷町に切支丹が入り込まないようにと一町一寺の特権を天嶽寺に与えたとされるのである。

※主な参考文献・『越谷市史 第一巻 通史上』五〇六頁、『越谷市史 第四巻 史料二』五四〜七八頁

平成26年11月第46回 越谷市民文化祭「越ヶ谷宿にもいたキリシタン」（加藤幸一）

史料1. 加藤大政氏所蔵「マリア観音像」に刻まれた銘文

前



後



後ろに刻まれた文字



註1

万里万観音ハ弥陀乃 似に

註2・にせ



おくいづ

註3

奥出つし

うえん

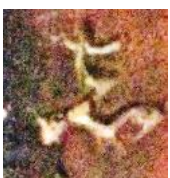
しゆじょう

有縁乃衆生

さいじ

註3

齊度し給ふ



※加藤大政氏の住所：久喜市栗橋中央1丁目8の6（吹禅堂）

註1 加藤大政氏は、〈※1の字は、本来は「ア」という字であるが、後で発見された時に罰を受けないようにと考えて、あえて余分な線を入れ判じ物にして読めなくしている。裏の読みは「万里ア」つまり「マリア」である〉としている。しかしながら、ここだけ仮名は不自然であるので、漢字の「万」であり、「マリア」を「マリマ」と書かれたとも思われる。

註2 加藤大政氏は「假」と読ませているが、似せると言う意味で「似」の字のようにも思われる。

註3 「志」の字のように思われるが、加藤大政氏は〈実はこの字は「志」ではなく、十字架の記号が隠されている判じ物で、「十（十字架）と心」からなる字、意味は「キリストの心」〉としている。また、「志」を「し」と読んで、「奥出つし」（奥にあったものを表に出して）、「斉度し」（済度し、つまり済い出して）と言う意味にもとれる。

この観音像は、加藤大政氏が住まわれる栗橋から幸手にかけて見つかったとされ、三十三観音の一つ、白衣（びやくえ）観音かもしれないが、江戸初期に刻まれたと思われるような稚拙な文字であり、その銘文の最初の「万里万観音」の文字からして、キリスト教のマリアを意識して造立されたキリシタンの為の観音、「マリア観音像」の可能性が充分にあると思われる。

近在には、かつてはキリシタンがいた古河や古河領の柳生（やぎゅう）村（現在の北川辺地区の北部）がある。

史料2. 文化文政年間に書かれた「越ヶ谷瓜の蔓」（福井猷貞）より

越ヶ谷の久伊豆社や浅間社、愛宕社の別当を兼ねた迎摂院と江戸時代以前の天正年間に増上寺より移ってきた天岳寺とキリシタンについて触れている。その中の3点ほど引用する。

◎史料2の1

「越谷市史四 史料二」五四頁より引用（ルビなどや「」内は加藤が追加加筆）

一越谷山迎摂院之義、往古右組ニ罷在鎮守（註4）別当、浅間宮別当、愛宕別当等 仕 来 御

朱印地ニ而越ヶ谷旦那も多有之 候 由緒之寺ニ候、然 処 天正年中増上寺山内方被為遷候天岳

寺之義、越谷村ニ而旦那 専 取立（註5）候内、新町組ニ切支丹宗之者有之候を天岳寺ニ而見出

シ其段（註6） 訴上候所、全類族（註7）ニも御座候上ハ（註8） 御仕置（註9）ニも不被

仰付、下総宮前寺（註10）類族之者ゆへ其御扱ニ而迎摂院ハ相放レ天岳寺小菩提（註11）ニ

被仰付候節、御奉行所へ願上候ハ町並月増（註12）繁昌ニ相成候上ハ此後切支丹類族ハ勿論、

立帰者（註13）、入満（註14）伴天連（註15）之徒、落居之程難 計 奉 存 候 二付（註16）、家並

同宗（註17）ニ而相互ニ心付穿鑿為致旨願上候所 尤 之筋ニ御下知有之候（註18）、

これにより

依之浄土宗ニ改宗不致輩ハ近郷或ハ大沢等へ立越申候様宿役人(註19)一同申渡し候二付、

引越候者も儘有之候へ共、居付之百姓等ハ悉改宗仕候故、迎撰院・照蓮院等之旦那、越谷ニ

ハ無之様成行、在方面已取扱(註20)申候、畢竟迎撰院ニ而切支丹糺方不行届故右之始末ニ相

成、後來越谷住居之者ハ天岳寺旦那之掟ニ相定申候(註21)、

註4. 越ヶ谷の久伊豆社をさす。

註5. 天岳寺が越谷村の迎撰院信徒の住民から檀那を獲得することをさしているのであろう。

註6. 「其段」と「訴上候所」の間に「宿役人ニ」を入れて考えるとわかりやすい。

註7. キリシタン信徒の一族7世(女系は4世)までの称。

註8. (類族に該当するだけであつて)本人が信仰している訳ではない(※)

註9. 処罰

註10. 下総葛飾郡宮前村にあつた寺か(※)

なお、「宮前寺」に関しての解明への研究は秦野秀明氏がなされているという。

註11. 本檀家に準ずる扱いのことか(※)

註12. 越ヶ谷宿の町並みの家々が月ごとに増え続け

註13. 切支丹宗から一時的転向者(※)

註14. 兄弟の意で、伴天連の次に位する宣教師。

註15. 切支丹の宣教に従事した司祭の称号。

註16. 徒輩がはいりこむことがあり得るので(※)、落居は落ち着くこと。

註17. 「同宗」とは天岳寺の浄土宗をさす。

註18. 互いに注意忠告し究明するように幕府に願ひ出て、そのようにとの幕府より指図があつた。

(※)の出典は『越谷市史 第一巻 通史上』五〇六頁。

註19. 越ヶ谷宿の役人

註20. 越ヶ谷宿の家並み以外の越ヶ谷地域においては引き続き取り締まっていくこと。

註21. 一町一寺の特権が天岳寺に与えられたことを指している。

後半の「依之」以降の文章の要約は、つまるところ、浄土宗に改宗しない者は越ヶ谷町以外へ立ち退くようにと幕府の指示を越ヶ谷宿の役人から申し渡され、迎撰院や照蓮院の檀家は越ヶ谷町にはいないようにとのこと、特に迎撰院に対しては越ヶ谷町に迎撰院の檀家の中に切支丹関係者がいたことをさらに叱責されている。

※右の文章は、秦野秀明氏からのご指摘があり、加藤が追加解説しました。

◎史料2の2

「越谷市史四 史料二」五五〜五六頁より引用(ルビなどは加藤が加筆)

一、新町に切支丹類族新兵衛と申者有之、人別帳には所役人(註22)奥印仕、家内(註23)

死去之節は訴上御検使之上天岳寺へ葬来候、然所享保二年(註24)新兵衛相果、悴

籠太郎老人に罷成候間、願之上宝珠花村親類へ引渡し、越谷町類族相絶申候、

天岳寺境内堤より二側目三尊弥陀之大石碑(註25)、新兵衛代々之墓所之由申伝、○

新兵衛住居は新町内橋際(註26)太郎次敷(註27)に罷居申候由申伝、又町中

抱屋敷（註28）之内に居候共申之（註29）、何れ共難相分候、乍然下総宮前寺類族之者宮前宝珠花には末（註30）有之由、小菩提は其最寄寺にて葬来候事、

註22. 「所役人」は、諸役人という意味ではなく、所の役人、越ヶ谷宿所轄の役人という意味か
 註23. 一家の内

註24. 一七一七年
 註25. 「石碑」は、江戸時代は墓石を指すことがある。ここでは墓地について書かれているので大きな石碑という意味で「だいせきひ」と読むのであろう。

なお、秦野氏によって「三尊弥陀の大石碑」を調査・探索の呼びかけをしている。

註26. 橋際とは「中町橋」（江戸時代にあった橋）の際という意味。

註27. 「敷」とは「敷地」の略

註28. 百姓が他村で所持する屋敷（日本国語大辞典）。広辞苑の「抱地」の説明は、「江戸時代に、武士・町人が農民から買い取って所有した土地。みだりに家作などをすることは禁ぜられた。」とある。

註29. 「申之」ではなく「申候」か

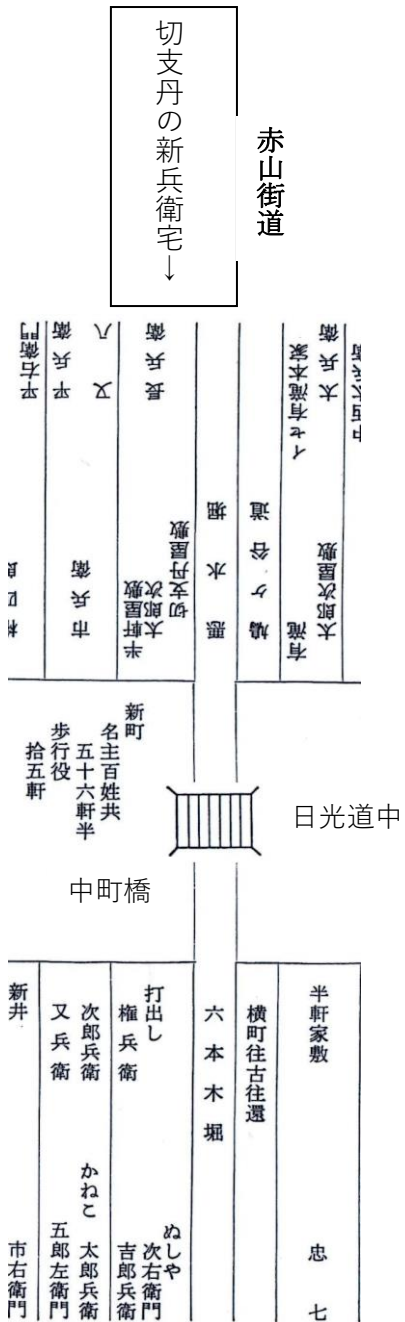
註30. 「末」は「末裔」の略

◎史料2の3

「越谷市史四 史料二」七八頁より引用（ルビなどは加藤が加筆）

一、新町組之内、新兵衛と申代々切支丹類族之者有之、年々人別帳面には所役人奥印 仕、家内死去之節は其時々 訴 上御檢使之上天岳寺へ取置 申 候、然 処 享保二年、新兵衛家内之者相果、倅籠太郎老人に相成 申 候間、願之上宝珠花村親類へ為引取、越谷町類族相絶 申候事、今天岳寺境内二側目三尊弥陀之大石碑（註30）、新兵衛墓之跡也、

次は『越谷市史 第四卷 史料二』六一頁より抜粋



註1、2、3、19、20、30の注釈にあたっては大谷達人氏の協力を得ましたことをここに記します。